

## —地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み (Ⅶ)— さいたま市動物愛護ふれあいセンター5年間の取り組み

廣川 徹<sup>†</sup> (さいたま市動物愛護ふれあいセンター所長)



### 1 はじめに

さいたま市は平成13年5月1日に旧大宮・与野・浦和の3市の合併により誕生した。

その後、平成15年4月1日に、全国13番目の政令指定都市となり、平成17年4月には岩槻市と合併し、現在に至っている。

さいたま市動物愛護ふれあいセンター（以下「センター」という）は、平成18年6月1日に、動物指導業務と動物愛護業務を行う独立した施設として開設された。

センターでは動物愛護精神の高揚を図るとともに、動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発、動物の保護・収容、人と動物の共通感染症の予防対策を推進し、人と動物との調和の取れた共生社会の実現を目指して業務を行っており、今年度で5年目を迎えた。

本稿ではセンター開設後から今日までの取り組みを紹介したい。

### 2 センターの概要

センターは、さいたま市の西部に位置し、浦和駅からバスで約30分の所にある。敷地は全体で約4,000m<sup>2</sup>あ

り、約1,300m<sup>2</sup>のふれあい広場と鉄骨2階建て延べ床面積約1,500m<sup>2</sup>（1階約1,000m<sup>2</sup>、2階約500m<sup>2</sup>）の施設を置く。建物は明るい外観色で1階には処置診察室、犬保護室、猫やウサギ等の動物舎の他、正面入り口のすぐ隣にはふれあい犬舎がある。2階には犬のしつけ方教室や譲渡会を行うレクチャールームや講習会室の他、犬と猫の習性や人とのつながり等、子供達が楽しみながら学べるよう映像やクイズ形式で紹介する展示ホールがある（図1）。

開館日は、火曜日から土曜日が通常業務、日曜日は動物とのふれあいのみを行っている。職員数は15名で、獣医師7名、業務職7名、事務職1名の職員構成である。

### 3 動物愛護事業

#### (1) 日常ふれあい事業

火曜日から日曜日の9時30分から16時まで犬、猫、ウサギ、モルモットとのふれあいを行っている他、犬はふれあい広場でのお散歩体験も実施している。動物とのふれあい事業は、ただ可愛がるだけではなく、飼養モラルの向上や正しい接し方の普及を目的としている。たとえば、ふれあい広場でのお散歩体験では、引き綱と糞取りセットを渡し、「必ずリードを付けて散歩する。」「糞



図1 左から、動物愛護ふれあいセンター、ふれあい広場、ふれあい犬舎とふれあい犬、展示ホール

<sup>†</sup> 連絡責任者：廣川 徹 (さいたま市動物愛護ふれあいセンター)

〒338-0812 さいたま市桜区神田950-1 ☎048-840-4150 FAX 048-840-4159

E-mail : dobutsu-aigo@city.saitama.lg.jp



図2 ふれあい猫室, ふれあい猫達, 小動物 (モルモット)



図3 団体ふれあい (心音聴取)



図4 左から, 動物舎の清掃体験, グルーミング体験, 討論会

は必ず持ち帰る。」を, 猫ではふれあい室内にタワーや爪ときなどをセットし, 室内飼育の方法やメリット等を説明している (図2)。

### (2) 団体ふれあい事業

センターに来所された社会福祉施設等の団体に動物とのふれあい体験と, 正しい接し方, 飼い方の話をしている。参加された団体からは, ふれあい後の感想として, 「ふわふわしていた。」「暖かかった。」「飼うなら最後まで責任をもつ」などの感想をいただき, 「生きている」という実感を肌で体験し, 「命」について考えていただいていると自負している。また, 近くの小学校へ出向き, 生活科の授業の一環として, 犬との接し方 (犬に咬まれない方法) や, 心音を聴取しながら犬とぬいぐるみの違いの比較, 動物と接した後の手洗い指導等を行い, 命の大切さの他, 咬傷事故の防止, 衛生概念の理解と習慣等, 体験を通じて学んでもらっている (図3)。

その他, 市内の療育施設に通う幼稚園児を対象にふれあい教室を実施している。現在, 障害のある子供達の発達に良い影響が与えられる「ふれあいの方法」を探っている。

### (3) 体験教室

夏休みに小学校5年生, 6年生を対象にセンターの業務を体験してもらう「職場体験教室」と, 大学と協働して小学生を対象に「犬との接し方教室」を実施している。体験教室は, 動物好きの子供達から多数の応募があ

り, 毎回抽選で参加者を決めるなど好評である。その他, 中学生, 高校生の職場体験の受け入れも実施している。体験教室では, 動物舎の清掃や餌やり, グルーミングなどの他, 中学生・高校生には苦情等の事例について討論会を実施し, 命を大切にする心を育てる他, 飼育モラルの向上も図っている (図4)。

### (4) 犬と猫の譲渡事業

センターに収容された犬や猫の中で, 譲渡適性のあるものについては譲渡を行っている。譲渡希望者は, 事前に譲渡前講習会に参加していただき, 飼う事の大変さ, 終生飼養, 避妊・去勢のメリット等, 適正な飼養管理の方法を十分に理解した後, 譲渡会へ参加していただいている。講習会と別の日に譲渡会を行うことで, センターの譲渡会以外からもらった場合でも, 適正管理の向上につながる知識の普及ができていると考えている。犬の譲渡会では, 子犬の譲渡希望者の数に対して, 譲渡する子犬の数が少ないのが現状である。

### (5) しつけ方教室

鳴き声や糞の放置等の苦情対策と地域のモラル向上のため, 犬のしつけ方教室を実施している。犬のしつけ方教室は, 当初, 飼い主だけ参加の「講義形式」であったが, 平成19年度から飼い犬と一緒に参加する「実技形式」(図5)も合わせて実施している。現在では「実技形式」の方に人気があり, 平成20年度は年間3回の開催だったが, 平成21年度からは, 年間6回の開催を行っ



図5 しつけ方教室（講義形式，実技形式）

表1 犬のしつけ方教室参加人数

(単位：人)

	20年度	21年度
講義形式	1回目	76
	2回目	65
	3回目	—
	小計	141
実技形式	1回目	16
	2回目	18
	3回目	21
	4回目	—
	5回目	—
	6回目	—
小計	55	
合計	196	245

ている（表1）。

#### (6) 動物愛護週間事業

平成18年度のセンター開設時からセンターを会場として「動物ふれあいフェスティバル」を行っており、今年度で5回目を迎えた。毎回テーマを決めて、警察犬、災害救助犬、盲導犬等のデモンストレーションとふれあいを行ってきた。今年度は終生飼養をテーマに、引退した馬による乗馬体験（図6）や引退した盲導犬の話とふれあいを行った。その他、「動物と一緒に写真を撮ろう」、「動物折り紙教室」等のコーナーがあり、実際に参加して体験するコーナーに人気が集まっている。年々来場者も増え今年度は約900人の来場者があった。

### 4 動物管理関係事業

#### (1) 狂犬病予防対策

狂犬病予防対策推進のために、毎年、埼玉県獣医師会さいたま市支部と各区役所（10区）の担当で対策会議を行い、市内に約100カ所の会場を設けて集合狂犬病予防注射を実施している。また、狂犬病予防注射未実施者には、毎年9月頃に注射を促す通知（再通知）を行う他、センター収容後、飼い主への返還時や苦情対応時に無登録・無注射であった場合には個別に指導を行い、登録及び接種率向上に努めている（表2）。



図6 上から、動物ふれあいフェスティバル，災害救助犬デモンストレーション，警察犬デモンストレーション，乗馬体験

表2 畜犬登録数・予防注射接種数

(単位：頭)

	登録頭数	予防注射接種頭数
平成18年度	51,766	33,529
平成19年度	53,363	36,884
平成20年度	55,293	37,327
平成21年度	56,229	38,623

表3 犬と猫の主な苦情・相談内容（平成21年度）

(単位：件)

	犬	猫
所有者引取り依頼	169	106
拾得者引取り依頼	56	294
忌避・捕獲	86	166
鳴き声関係	111	—
登録・注射	377	—
遺体の引取	63	77
餌やり	—	55
糞尿関係	79	51
咬傷事故関係	78	—
放し飼い取締依頼	44	—
しつけ相談	24	—
その他	1,252	491
合計	2,339	1,240

表4 犬と猫の収容数及び処分数（平成21年度）

	保護	引取り	譲渡	飼い主 返還	収容後 死亡	引取申 請取下	致死 処分
犬	235 (12)	93	92 (26)	94	14	1	128
猫	810 (77)	99	95 (55)	7	361	0	444

※保護頭数中の（ ）内の数字は負傷動物数（再掲）

※譲渡頭数中の（ ）内の数字は登録団体譲渡数（再掲）

表5 動物取扱業業種別登録数（平成21年度）

	登録数
販売	171
保管	177
訓練	30
展示	8
貸し出し	5
業種合計	391

※施設数：315施設

## (2) 苦情対応業務

所有者不明犬の保護やノーリードでの散歩、糞の放置、鳴き声等、犬に関する苦情と、餌やりや公有地及び私有地等の汚損等、猫に関する苦情に対し、現地調査を行い、適正飼養についての指導を行っている。苦情の原因としては飼い主の適正な飼養管理に関する知識不足や社会的マナーの欠如によるものが多く見られる。これら知識・モラルの向上のため、現場指導の他、チラシや看板の配布、広報、各種教室を通じて、適正飼養の普及啓発に努めている（表3）。

## (3) 保護、引取り、収容等の業務

所有権放棄された犬・猫及び所有者が不明の犬・猫の引取りを行っている。引取り数は、犬は年々減少傾向にあるが、猫は横ばいである。

保護された犬、引き渡された飼い主不明の猫や負傷動物は、各区役所の掲示板に5日間公示する他、センターホームページで画像を公開し、少しでも飼い主の元に帰せるよう努めている。公示期間が終了した犬や猫は、譲渡適性を審査し健康状態等を確認した後、新しい飼育希望者に譲渡している。ただ猫に関しては、収容匹数も多くまた、離乳前の子猫が多いため、犬に比べて譲渡率が低いのが現状である。これら致死処分削減のためには、「飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費の助成制度」について広く周知徹底を図る等、今まで以上の対策を考える事が急務である（表4）。

## (4) 動物由来感染症の調査研究

ふれあい動物に関しては「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン2003」（厚生労働

表6 特定動物の飼養数（平成21年度）

	飼養数
中型ザル（ニホンザル、クロクモザル等）	17
ツキノワグマ	2
ブチハイエナ	2
爬虫類（インドニシキヘビ、ワニ、ワニガメ）	11
飼養動物数合計	32

※飼養施設数：11施設

省）も踏まえ、適宜検査を実施している。狂犬病については開頭から蛍光抗体法によるネグリ小体の検出までできるように、国立感染症研究所の協力の下、センター内で講習会を開き技術の向上と継承に努めている。また、今年度「凍結した犬頭部からの狂犬病検査部位の採材法の検討」を全国動物管理関係事業所協議会関東甲信越ブロック会で発表した。

## (5) 動物取扱業の登録及び監視指導

市内の動物取扱業の登録数は、315施設（平成21年度末）で、業種別では保管業（177件）と販売業（171件）が多くこの2施設で業種全体の89%をしめている。監視指導は、取扱頭数の多い施設を重点的に行っている（表5）。

## (6) 特定動物の飼養保管許可

特定動物（クマ、サル、ワニ等）による人への危害の発生や、逸走の防止を徹底するため、飼う場合の飼養許可と監視・指導を行っている（表6）。

## 5 終わりに

犬や猫に対する飼い主の意識が、番犬、外猫から伴侶動物へと変わってきた。それを表すかのように、苦情内容も犬の捕獲依頼や農作物被害などの直接的な内容から、糞の放置やノーリードでの散歩、無責任な猫への餌やりによる排泄物による汚染等、飼い主のモラルやマナーの欠如が原因と思われる内容に変わってきている。当センターは開設から5年目を迎え、それぞれの事業も定着しつつあると考えているが、今後、更に苦情件数や収容・殺処分頭数を減らしていくには、このような社会の変化を敏感に捉え、マナーの向上や飼養管理、愛護思想の向上のためには何が必要かを今一度原点に戻って考える必要があると考えている。例えば猫の苦情を減らすため、センターでは今年度はじめて、室内飼い普及を目的に「猫の飼い方講習会」を実施した。このように各事業のどの部分をより充実していくのか、または事業全体を見直す必要があるのかを常に考えながら、飼養管理の向上や愛護思想の普及啓発のために、獣医師会をはじめ、関係団体と連携を取りながら、今後も職員一丸となって取り組んでいきたい。